**平成２４年（フ）第１２００号**
福岡県大野城市川久保３丁目５番23号
債務者　西田　和美
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１２１１号**
福岡市西区内浜２丁目22番10号
債務者　宮田　勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１２６２号**
福岡市博多区住吉４丁目30番９号
債務者　浜園　　譲
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１２６３号**
福岡市博多区住吉４丁目30番９号
債務者　濱園マサ子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３００号**
福岡県宗像市日の里９丁目１番地13
債務者　中橋美智子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３０５号**
福岡市博多区那珂４丁目25番２―308号
債務者　田原　智明
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３１３号**
福岡市城南区神松寺３丁目19番５号
債務者　池添　正則
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３２０号**
福岡市博多区吉塚６丁目10番48号
債務者　坪谷　法文
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３２１号**
福岡市南区三宅２丁目１番７―102号
債務者　山内　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３２４号**
福岡市東区箱崎１丁目14番16号
債務者　林　　英雄
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３２８号**
福岡県太宰府市五条３丁目２番38―305号
債務者　古賀　喜人
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３２９号**
福岡県太宰府市五条３丁目２番38―305号
債務者　古賀セツ子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３３３号**
福岡市早良区有田団地12番105号
債務者　河野　憲嗣
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３３７号**
福岡市博多区千代６丁目５番１―702号
債務者　藤木　照子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３３８号**
福岡市東区馬出４丁目５番15号
債務者　千葉　容子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３４１号**
福岡県大野城市雑餉隈町４丁目２番１―603号　パールハイツ春日原
債務者　井上　和臣
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３４３号**
福岡市西区福重団地９番104号
債務者　豊村　貞子（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１３５１号**
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番11―106号
債務者　野田　里美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部